

岩手県告示第 623 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 5 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 盛岡横手線

(2) 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字南畑第 10 地割字向山 73 番 2 地先から第 11 地割字源兵エ池 34 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 5 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで

2(1) 路線名 紫波雫石線

(2) 供用開始の区間 岩手郡雫石町西安庭第 54 地割字芦ヶ平 28 番 25 地先から字矢櫃山 1 の 1 矢櫃山国有林 9 林班か小班地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 5 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで